

海外送金サービスに関する重要事項のご案内

1 運営会社とサービス

株式会社 RESPECT PAYMENT SERVICE は、関東財務局長第 00061 号として登録された第二種資金移動業者です（登録年月日：平成 30 年 7 月 27 日）。所在地：東京都中央区銀座 8 丁目 14 番 9-201 号。代表者：ウダヤ アトゥコララ。当社は Ceylon Remittance、Laxmi Remit、Bayan Remit の名称で、スリランカ、ネパール及びフィリピン向け海外送金サービスを提供します。

2 銀行との違い

当社は銀行ではなく、送金サービスのための資金を受け入れます。預金・貯金の受入れではなく、利息は付きません。預金保険制度の対象ではありません。

3 送金先と払出方法

送金先はスリランカ、ネパール及びフィリピンです。送金資金は日本円で受け入れ、受取人本人名義の銀行口座又は対応するウォレット口座への払出しを取り扱います。店頭での現金払出しは取り扱いません。スリランカ向けの一定の本人名義 PFCA への外貨入金、国別条件に記載の要件を満たす場合に限りです。

4 上限額・手数料・為替レート

一件当たりの送金上限は 100 万円相当額以下であり、取扱国、受取先及び利用者属性に応じてこれより低い限度額が適用される場合があります。為替レートは国別条件に記載する海外金融機関から提供されるレートに 1% の範囲内でスプレッドを上乗せして決定し、原則として 10 時及び 14 時に更新します。手数料、適用為替レート、受取予定額、標準履行期間は送金確定前に表示します。詳細は共通規約及び国別条件をご確認ください。

5 標準履行期間

添付の国別規約では、当社営業時間内に受け付けた取引は通常 30 分から 2 時間、時間外受付分は翌営業日の取扱いとしています。ただし、本人確認・制裁確認、提携先の事情、休日、障害等により遅延することがあります。

6 取消し・組戻し・返金

送金指図の状況によって取消しや組戻しができない場合があります。送金不能または取消しとなった場合は、適用法令及び利用規約に従って返金します。実費・手数料の取扱いは事前表示条件と返金理由によります。

7 利用者資金の保全

当社は、資金決済に関する法律に基づき、利用者に対する資金移動に係る債務の履行を確保するため、東京法務局に履行保証金を供託しています。当社は履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約を併用していません。法令所定の事由により還付手続が開始された場合、対象となる利用者は、資金決済に関する法律及び関係法令に基づき、履行保証金について他の一般債権者に先立って還付を受ける権利を有します。当社が受け入れた送金資金は預金ではなく、預金保険制度の対象とはなりません。

8 本人確認・取引制限

犯罪収益移転防止法、外為法及び経済制裁関連法令に基づく本人確認、送金目的、資金原資、受取人等の確認を実施します。必要な確認が完了しない場合や制裁対象取引等に該当するおそれがある場合は、取引を保留・謝絶することがあります。

9 不正利用・個人情報

不正利用被害の補償については「不正利用被害の補償方針」、個人情報については「個人情報保護方針・個人情報の取扱い」を参照してください。

10 苦情・相談

電話：03-3366-1966 電子メール：info@rpsremit.co.jp。相談・苦情の受付時間及び金融 ADR については別紙「苦情・相談および紛争解決窓口」をご確認ください。営業時間外のメール申告によって送金・アカウントが自動停止されるものではありません。